

編	項 目	特 記 事 項	編	項 目	特 記 事 項	編	項 目	特 記 事 項	編	項 目	特 記 事 項	
電力設備工事	① 電線保護物類 (1.2.6)～(1.2.9)	○ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ○ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	電力設備工事	⑬ 共通事項 (2.1.1)(2.1.10)(2.1.11)(2.1.12)(2.1.13)(2.2.7)(2.3.7)(2.4.7)(2.10.2)	・ 屋外でケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合は、被覆の伸縮対策を施す。 ○ 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ○ 金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区画された配線室等の内部の床を貫通する部分で延焼防止処置を要する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 管路の建物外壁貫通部は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() ○ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第2編「電力設備工事」による。 建築の構造体：・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ○ 建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ○ 二重天井内の位置ボックスは、天井面(埋込み形器具の場合を除く。)に取付ける。	受変電設備工事	3 配電盤 (1.1.3)(1.1.4)(1.1.5)	1. キュービクル式配電盤 キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 制御回路等の配線は、次による。 1. 配線終端は、図面に特記がなければ無はんだ接続とし、配線端には、配線番号及び端子記号を記入した絶縁性のマークバンドを取付ける。 2. 制御回路用の外部配線を接続する場合は、端子1台を設けるものとする。 また、外部との接続用の端子台は、盤1面につき5端子以上の余裕を持たせる。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	発電設備	⑤ 2. ガスエンジン発電装置 (1.1.6.5)(1.1.6.7)(1.1.8)(1.2.5)(1.2.6.5)(1.2.7.1)(1.3.4.2)(1.3.4.5)(1.3.6)(1.3.7.1)	(1.1.7.1)(1.1.7.2)(1.1.8)	給油ボックスは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他() 給油ボックスの構成材は、(・ 鋼板 ※ ステンレス)とする。 ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値(以下) ・ 消音器は、次による。 1. 消音器は断熱材等で保護し、かつ、躯体と十分な隔隔距離を確保して設置する。 2. 消音器と建物を貫通する排気管は、耐熱性の伸縮継手で接続する。
	② 照明器具 (1.4.1)(1.4.2)	○ 記号及び形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ○ 1.5kgを超えるダウンライト形器具の構造は、標準図第2編「電力設備工事」による。 照明用ボールドには、(※ 配線用遮断器 ・ カットアウトスイッチ)を設ける。		⑭ 合成樹脂管配線(PF管、CP管) (2.3.3)	○ 管の切口は、電線等の被覆を損傷しないように平滑にする。 ○ 二重筋の上筋と下筋部分及び管と金属管部分の交差は、踏みつけによる圧縮変形の影響をさけるため、上筋と下筋の重なり部分よりずらして交差配管する。 ○ コンクリート内に配管する場合は、コンクリートのかぶりを30mm以上とする。		2. 高圧スイッチギア (1.2.2)(1.2.4)	スイッチギヤの形は、(・ CX形 ・ CW形 ・ PW形)とする。 ・ 導電部の定格電流(A) ・ 導電部の定格短時間耐電流(k A)		2. ガスエンジン発電装置 (1.2.5)(1.2.6.5)(1.2.7.1)	(1.1.7.1)(1.1.7.2)(1.1.8)	燃料油は、(・ 軽油(号) ・ 重油(号))とする。 ・ 潤滑油ドレン用バルブを取付ける。 ・ 配管材料()
	③ 防災用照明器具 (1.5.1)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。		16. バスダクト配線 (2.9.2)	エキスパンションバスダクト：・ 設ける ・ 設けない		3. 低圧スイッチギア (1.5.2)(1.5.4)	スイッチギヤの形は、(・ CX形 ・ CS形 ・ CW形 ・ FW形)とする。 ・ 導電部の定格電流(A) ・ 導電部の定格短時間耐電流(k A)		3. ガスタービン発電装置 (1.3.4.2)(1.3.4.5)(1.3.6)(1.3.7.1)	(1.1.7.1)(1.1.7.2)(1.1.8)	保安装置の外部用端子：・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目() ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値(以下) 燃料ガス(天然ガス系都市ガス)は、(・ 13A ・ 12A)とする。
	④ 分電盤 (1.7.1)(1.7.2)(1.7.3)(1.7.6)	種別は一般形とし、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() ○ ガタースペースの寸法は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ○ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 特に厨房等を考慮すべき場所に使用されるものについては、図示による。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 低圧用SPDクラスⅠ(JIS C 5381-11「低圧サージ防護デバイス第11部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスⅠ試験によるもの)の性能：() ・ 電力計測装置は、次による。 1. 計測回路数： 回 2. 集中監視部：信号回路数(回路)、信号種別() 3. 集中監視部の外部出力端子() 4. 変成器の定格電流： A 5. 表示器：※ 設ける ・ 設けない 住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他() ○ ハンドル用の鍵は、総数の20%とし、最低3個とする。 ○ 補修塗料は、各色ごとに、100cc由1個とする。		⑮ ケーブル配線 (2.10.1)(2.10.4.1)(2.10.4.4)	・ ケーブルラックは、容易に点検できる場所に施設する。 ・ ケーブルラックは強電用、弱電用は別々に取付ける。 ・ やむを得ず共用する場合は、セパレータを設け、D種接地工事を施す。 ○ ケーブルは、造管材、ケーブルラック等に沿って敷設し、梁から梁等へ飛ばしてはならない。 やむを得ず飛ばして敷設する場合は、補助材を渡し固定するか又はメッセンジャワイヤを張り、これに固定する。 ○ ケーブルは、室内等で、若干の余裕長を確保する。 ・ 高圧ケーブル端末処理部には、施工を担当した電気工事士の氏名、番号等を明記したカードを取付ける。 ちよう架配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() ○ ケーブルを二重天井内に敷設する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 配線室等において、ケーブル頂部を構造体に固定し、垂直につり下げて配線する垂直ケーブルは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他()		4. 高圧機器 (1.9.1)(1.9.3)(1.9.4)(1.9.6)(1.9.8)	交流遮断器の操作方式は、(・ 手動ばね操作方式 ・ 電気操作方式)とする。 電気操作方式の場合は、(・ 電動ばね操作方式 ・ 電磁操作方式)とする。 高圧進相コンデンサの絶縁方式は、(・ 油入 ・ 乾式)とする。 乾式の場合は、(・ モールド ・ ガス入り)とする。 直列リアクトルは、(・ 油入 ・ モールド)とする。 ・ 直列リアクトルの最大許容電流(%) ・ 避雷器は、動作表示が肉眼点検できるものであって、かつ、特性要素の取替えが容易にできるものとする。 ・ 高圧負荷開閉器を引込柱に設ける場合は、避雷器を内蔵する。		(1.1.7.1)(1.1.7.2)(1.7.4)	系統連系：○ あり ・ なし 自立運転：○ あり ・ なし ・ 太陽光発電装置において最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工作物との連系をする場合は、電気主任技術者及び監督職員の立会いのもとに試験を実施する。 ○ 太陽電池アレイ公称出力(3.48 kW) パワーコンディショナは、次による。 交流出力電圧：○ 100V ・ 200V 出力電圧方式：・ 三相3線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式 遠方監視用端子：・ 設ける ○ 設けない	
	5. 耐熱形分電盤 (1.8.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。		⑯ 地中配線 (2.12.3)(2.12.4)(2.12.5)	マンホール及びハンドホールは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() 管と建物との接続部は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() ○ 架空配線からの引込みは、標準図第2編「電力設備工事」による。 地中配線の標識シート等(※ 設ける ・ 設けない) ○ 管路等の土かぶりは、図示による。 埋設標の敷設は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他()		5. 据付け (2.1.1)	・ キュービクル式配電盤等の基礎は、標準図第3編「受変電設備工事」による。		(1.8.1)(1.8.2)(1.8.3)	風力発電装置 (1.8.1)(1.8.2)(1.8.3)	風力発電装置の定格出力：※ 20kW未満 ・ 20kWを超える() 系統連系：・ あり ・ なし ・ 風車のスケール、材質、形状等() 移報用の遠方監視用接点：・ 設ける ・ 設けない
	⑥ 開閉器箱 (1.11.1)	○ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。		⑰ 接地 (2.13.14)	接地極埋設標は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() ○ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。		6. 受変電設備用附属品 (1.9.3)(1.9.4)(1.9.6)(1.9.8)	・ 附属品の施設単位及び収納 1. 附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・ 盤類の附属品 点検灯(LED照明(100V、100W電球相当、カバー付き)、コード(プラグ付き)約5m)を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、公仕仕(プラグ付き)第2編1.7.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする 1. 掲示板(記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板・・・・・・・・・1枚(400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板・・・・・・・・・1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板(電気系統及び冷却水、燃料配管系統)・・各1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気工作物表示板・・・・1枚(420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器(電気火災及び油火災両用、標識とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器(10形程度)・・・・・・・・・2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器(10能力単位以上)・・・・・・・・・2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器(音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器)・・・・・・1個以上 4. 回路計(ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級)・・・・・・1個 5. クランプメータ(抵抗測定用アダプタ付き)・・・・1個 標準測定範囲…電流(交流)0～300A、電圧(交流)0～600V 6. 絶縁抵抗計(100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式)・・・・・・1個 7. 短絡接地器具(5m)・・・・・・・・・一式 8. 断路器又は気中開閉器操作フック棒・・・・・・2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計(2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式)・・・・・・1個 10. 絶縁ゴムマット(6kV用・すべり止め付き)・・・・一式		5. 風力発電装置 (1.8.1)(1.8.2)(1.8.3)	風力発電装置の定格出力：※ 20kW未満 ・ 20kWを超える() 系統連系：・ あり ・ なし ・ 風車のスケール、材質、形状等() 移報用の遠方監視用接点：・ 設ける ・ 設けない	
	7. 制御盤 (1.12.1)(1.12.3)(1.12.6)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。		⑱ 電灯設備 (2.14.1)(2.14.3)	屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() ○ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ○ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() ○ 取付け用ビスは、めっきしたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さにして使用する。 ○ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上直下は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ○ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ○ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気筒等、熱及び湿気を排出する部分との隔離を十分にとる。 ○ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。		6. 換気装置 (2.1.6)(2.1.7.1)(2.1.7.5)	・ 換気装置は、機関の燃焼用空気の補給、室温上昇の制御及び保守員の必要な空気量等を満足させるものとし、次による。 1. 給気口及び排気口は、チャンバ方式又はダクト方式のいずれかとする。 2. 給気口及び排気口は、室内若しくはパッケージ内の換気が有効に行える位置に設ける。 3. 換気方式は排気ファンを用いる強制換気方式とし、給気は自然給気を標準とする。 4. パッケージには、換気ファンを設ける。 5. 換気ファンは、点検が容易に行える構造とする。 6. ガスタービンの排気口は、危険のないように保護する。 また、給気・排気系統で運転中に異物により閉塞されないように考慮する。 7. 換気装置は、故障表示(表示及びベル)を行う。				
	8. 電気自動車用充電装置 (1.14.1)(1.14.3)(1.14.4)(1.14.7)(1.14.8)	※ 電気自動車用急速充電装置 ・ 電気自動車用普通充電装置 電気自動車用普通充電装置の定格電圧： V キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 電力変換装置の定格直流電圧： V ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。 移報用の遠方監視用接点：・ 設ける ・ 設けない		⑳ 動力設備 (2.15.1)	○ 電動機への配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 電極棒への配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他()		7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の据付け (2.1.6)(2.1.7.1)(2.1.7.5)	・ 主燃料槽の据付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の据付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他() ・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第4編「発電設備工事」による。 建築の構造体：・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ・ 配管には、流体の種類及び方向を明示するものとし、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料系統配管において、地中埋設配管の分岐及び曲り部には、次による埋設標を設置する。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他() ・ 排気系統配管において、地表面に過大な変位が生じないように、標準図第4編「発電設備工事」による3方向のストッパを設ける。 ・ 排気管と煙突の接続は、標準図第4編「発電設備工事」による。				
	9. 雷保護装置 (1.16.2)(1.16.3)(1.16.4)	突針の支持管は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() 試験用接続端子箱の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() 引下げ導線及び避雷導線の構造体への接続金物は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他()		㉑ 施工の立会い及び試験 (2.18.2)	接地抵抗の測定時期及び回数() 照度測定は、原則として本工程範囲を全て行うものとするが、これにより難しい場合は、監督職員との協議による。		8. 施工の立会い及び試験 (2.7.1)(2.7.6)	・ キュービクル式配電盤等の基礎は、標準図第3編「受変電設備工事」による。 方式は、(・ 常時(バ)給電方式 ・ ライン(バ)給電方式 ・ 常時商用給電方式)とする。 ・ 停電補償時間(時間)		(2.7.1)(2.7.6)	・ 風力発電設備の試験項目()	
	⑩ 接地 (1.17.1)(1.17.2)(1.17.3)(1.17.4)	○ 接地端子箱の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接続銅板の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() ○ 接地棒の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接地極埋設標の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他()		㉒ 雷保護設備 (2.17.2)(2.17.3)(2.17.4)	突針支持管及び取付け金具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() 受雷部の構成部材相互及び引下げ導線の接続は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() 引下げ導線と鉄骨及び鉄筋との接続等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() 鉄骨及び鉄筋との接続方法は、(※ ボルト接続 ・ 溶接)とする。 ・ 接地極の埋設は、標準図第2編「電力設備工事」による。		8. 施工の立会い及び試験 (2.7.1)(2.7.6)	・ キュービクル式配電盤等の基礎は、標準図第3編「受変電設備工事」による。 方式は、(・ 常時(バ)給電方式 ・ ライン(バ)給電方式 ・ 常時商用給電方式)とする。 ・ 停電補償時間(時間)		(2.7.1)(2.7.6)	・ 風力発電設備の試験項目()	
	⑪ 外観材料 (1.18.6)	マンホール、ハンドホール及び鉄ふたの形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() ブロックマンホール及びブロックハンドホールの荷重、土圧等の構造条件は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他() 埋設標は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他()		㉓ 動力設備 (2.15.1)	○ 電動機への配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 電極棒への配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他()		9. 発電設備室用附属品等 (2.7.1)(2.7.6)	・ 附属品の施設単位及び収納 1. 附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・ 盤類の附属品 点検灯(LED照明(100V、100W電球相当、カバー付き)、コード(プラグ付き)約5m)を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、公仕仕(プラグ付き)第2編1.7.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする 1. 掲示板(記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板・・・・・・・・・1枚(400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板・・・・・・・・・1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板(電気系統及び冷却水、燃料配管系統)・・各1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気工作物表示板・・・・・・1枚(420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器(電気火災及び油火災両用、標識とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器(10形程度)・・・・・・・・・2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器(10能力単位以上)・・・・・・・・・2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器(音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器)・・・・・・1個以上 4. 回路計(ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級)・・・・・・1個 5. クランプメータ(抵抗測定用アダプタ付き)・・・・1個 標準測定範囲…電流(交流)0～300A、電圧(交流)0～600V 6. 絶縁抵抗計(100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式)・・・・・・1個 7. 短絡接地器具(5m)・・・・・・・・・一式 8. 断路器又は気中開閉器操作フック棒・・・・・・2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計(2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式)・・・・・・1個 10. 絶縁ゴムマット(6kV用・すべり止め付き)・・・・一式		(2.7.1)(2.7.6)	・ 風力発電設備の試験項目()	
	12. 換気扇等	・ 換気扇等は、次による。 1. 換気扇及びウェザーカバーの形状、性能等は、図示による。 2. 雨水の浸入のおそれのある場所に取付ける換気扇は、風圧シャッター等雨水が舞い込まないように処置を施す。 3. エンベーター機械室、電気室等で換気扇本体に容易に人が触れるおそれがある場合は、防護カバー等で保護すること。		㉔ 動力設備 (2.15.1)	○ 電動機への配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 電極棒への配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他()		9. 発電設備室用附属品等 (2.7.1)(2.7.6)	・ 附属品の施設単位及び収納 1. 附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・ 盤類の附属品 点検灯(LED照明(100V、100W電球相当、カバー付き)、コード(プラグ付き)約5m)を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、公仕仕(プラグ付き)第2編1.7.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする 1. 掲示板(記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板・・・・・・・・・1枚(400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板・・・・・・・・・1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板(電気系統及び冷却水、燃料配管系統)・・各1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気工作物表示板・・・・・・1枚(420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器(電気火災及び油火災両用、標識とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器(10形程度)・・・・・・・・・2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器(10能力単位以上)・・・・・・・・・2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器(音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器)・・・・・・1個以上 4. 回路計(ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級)・・・・・・1個 5. クランプメータ(抵抗測定用アダプタ付き)・・・・1個 標準測定範囲…電流(交流)0～300A、電圧(交流)0～600V 6. 絶縁抵抗計(100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式)・・・・・・1個 7. 短絡接地器具(5m)・・・・・・・・・一式 8. 断路器又は気中開閉器操作フック棒・・・・・・2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計(2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式)・・・・・・1個 10. 絶縁ゴムマット(6kV用・すべり止め付き)・・・・一式		(2.7.1)(2.7.6)	・ 風力発電設備の試験項目()	
	⑬ 機材の試験 (1.19.1)	住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他()		㉕ 動力設備 (2.15.1)	○ 電動機への配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 電極棒への配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他()		9. 発電設備室用附属品等 (2.7.1)(2.7.6)	・ 附属品の施設単位及び収納 1. 附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・ 盤類の附属品 点検灯(LED照明(100V、100W電球相当、カバー付き)、コード(プラグ付き)約5m)を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、公仕仕(プラグ付き)第2編1.7.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする 1. 掲示板(記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板・・・・・・・・・1枚(400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板・・・・・・・・・1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板(電気系統及び冷却水、燃料配管系統)・・各1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気工作物表示板・・・・・・1枚(420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器(電気火災及び油火災両用、標識とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器(10形程度)・・・・・・・・・2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器(10能力単位以上)・・・・・・・・・2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器(音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器)・・・・・・1個以上 4. 回路計(ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級)・・・・・・1個 5. クランプメータ(抵抗測定用アダプタ付き)・・・・1個 標準測定範囲…電流(交流)0～300A、電圧(交流)0～600V 6. 絶縁抵抗計(100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式)・・・・・・1個 7. 短絡接地器具(5m)・・・・・・・・・一式 8. 断路器又は気中開閉器操作フック棒・・・・・・2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計(2,00				